

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 備讃瀬戸航路</p> <p>(1) から(35)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(35)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(36)から(40)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(36)に掲げる地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域</p> <p>(1) 男木島灯台（北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒）から三五二度三〇分二、〇一〇メートルの地点</p> <p>(2) カナワ岩灯標（北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒）から二四度三〇分二、二五〇メートルの地点</p> <p>(3) 地蔵埼灯台（北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒）から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点</p> <p>(4) 地蔵埼灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点</p> <p>(5) カナワ岩灯標から三二度四五分七二〇メートルの地点</p>	<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 備讃瀬戸航路</p> <p>(1) から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(10)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地点と(10)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) 牛島灯標（北緯三四度二二分東経一三三度四六分四七秒）から二六度三〇分一、六八〇メートルの地点</p> <p>(2) 鍋島灯台（北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）から二二九度三〇分一、五二〇メートルの地点</p> <p>(3) 鍋島灯台から二一九度一、六七〇メートルの地点</p> <p>(4) 鍋島灯台から一八八度一五分一、四八〇メートルの地点</p> <p>(5) 鍋島灯台から一九一度一、九五〇メートルの地点</p>

- (6) 男木島灯台から三五三度四三〇メートルの地点
- (7) 男木島灯台から二四七度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (8) 大槌三角点(北緯三四度二分八秒東経一三三度五五分二秒)から一四一度一五分二、一八〇メートルの地点
- (9) 小瀬居島三角点(北緯三四度二分二秒東経一三三度五一分一二秒)から三一一度一五分四三〇メートルの地点
- (10) 沙弥島北端(北緯三四度二分二秒東経一三三度四九分九秒)から四三度四五分一、一六〇メートルの地点
- (11) 波節岩灯標(北緯三四度二分四二秒東経一三三度四二分四七秒)から九七度三〇分五、三九〇メートルの地点
- (12) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点
- (13) 二面島灯台(北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒)から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
- (14) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点
- (15) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点
- (16) 二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点
- (17) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点
- (18) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点
- (19) 牛島灯標(北緯三四度二分東経一三三度四六分四七秒)から

- (6) 牛島灯標から三一度一、〇六〇メートルの地点
- (7) 波節岩灯標(北緯三四度二分四二秒東経一三三度四二分四七秒)から九一度四五分四、八三〇メートルの地点
- (8) 波節岩灯標から九九度一五分五、二八〇メートルの地点
- (9) 波節岩灯標から一九九度一五分四、八九〇メートルの地点
- (10) 波節岩灯標から二〇七度一五分四、四〇〇メートルの地点

- 
- 
- (20) | 一八八〇メートルの地点
- (21) | 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点
- (22) | 牛島灯標から二八二度三〇分一七〇メートルの地点
- (23) | 牛島灯標から二四四度一五分一、一〇〇メートルの地点
- (24) | 板持鼻灯台（北緯三四度一九分三二秒東経一三三度三九分四七秒）から五八度二、三〇〇メートルの地点
- (25) | 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点
- (26) | 二面島灯台から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点
- (27) | 板持鼻灯台から三七度三〇分二、三三〇メートルの地点
- (28) | 牛島灯標から二七八度一五分一、四二〇メートルの地点
- (29) | 鍋島灯台（北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）から二七八度四五分二、三九〇メートルの地点
- (30) | 鍋島灯台から二九〇度三〇分一、七四〇メートルの地点
- (31) | 鍋島灯台から二七四度四五分七四〇メートルの地点
- (32) | 鍋島灯台から一二九度三〇分一四〇メートルの地点
- (33) | 鍋島灯台から七四度三〇分一、一四〇メートルの地点
- (34) | 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点
- (35) | 男木島灯台から二六五度一五分四、七六〇メートルの地点
- (36) | 鍋島灯台から一九四度一五分七六〇メートルの地点
- 
-

五  
ノ  
十  
六  
（略）

(40) |(39) |(38) |(37) |

鍋島灯台から一三四度一五分一、二五〇メートルの地点

鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点

鍋島灯台から二一八度一五分一、七二〇メートルの地点

鍋島灯台から二三〇度一、五三〇メートルの地点

五  
ノ  
十  
六  
（略）